最終更新日：2018年4月10日

N・フィールド
代表取締役社長 又吉　弘章
問合せ先：管理本部　06-6343-0600
証券コード：6077
http://www.nfield.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業理念「私たちは、地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献します。」に基づき、社会に貢献する医療サービスを提供することで、利用者をはじめ、株主、取引先、従業員、地域社会など様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要であると認識しております。この認識のもと、当社内では各々が求められる役割を理解し、法令遵守のもと正確かつ迅速、適正かつ効率的に経営活動に取り組めるよう透明性の高い経営システムの構築を図ることを、コーポレートガバナンスにおける基本的な考え方としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

・補充原則１－２－４（議決権行使電子化、招集通知英訳）
当社は、議決権電子行使を採用しておりません。また、議決権電子行使プラットホームの採用、招集通知の英訳についても行っておりません。しかしながら、株主との建設的な対話の場を設けるためには必要なことであると認識しており、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移など、当社の現状の株主構成を踏まえ、今後の対応を検討してまいります。

・原則３－１（情報開示の充実）
（1）当社は、経営理念についてはホームページで、経営戦略や経営計画は、決算短信にて概要を開示しております。
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、ＣＧ報告書の「1．基本的な考え方」に記載しています。
（3）業務執行取締役の報酬の額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、役位に応じた報酬を基本とし、会社の経営成績を勘案のうえ、個別の金額を決定することとしています。また、非業務執行取締役である監査等委員の報酬額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、常勤・非常勤の別、業務の分担等を勘案のうえ、監査等委員の協議により個別の金額を決定することとしています。なお、業務執行取締役に対する業績連動報酬や株式報酬について、今後検討してまいります。
（4）業務執行取締役については、当社の経営理念を理解し、企業価値向上に資する候補者であることを前提に選定し、取締役会にて決定しています。また、監査等委員である取締役については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的かつ客観的な立場にあることを前提に選定し、取締役会にて決定しています。
（5）
取締役候補者の選任を株主総会に諮る際の株主総会招集通知において、選任・指名についての説明を行います。

・補充原則３－１－２（英語での情報の開示・提供）
当社は、英語での情報開示・提供を行っていませんが、海外投資家への情報提供は重要であると認識しおり、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移等、当社の現状の株主構成を踏まえ、諸状況等を勘案しつつ、早い段階で対応したいと考えています。

・補充原則３－２－１（外部会計監査人）
（1）外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価は行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定していません。今後、外部団体のガイドラインを参照する等し、協議してまいります。
（2）外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認しています。尚、現在の当社外部会計監査人は、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しています。

・原則４－２（取締役会の役割・責務、経営陣の報酬）
当社の取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つとして認識しています。企業価値向上を意識した提案を積極的に行い、全員でそれを十分に議論しています。また、承認された提案に関しては速やかに実行されるよう、迅速・果断な意思決定を支援しています。経営陣の報酬について、現在はインセンティブ部分はありませんが、今後、業績連動報酬や株式報酬について、検討してまいります。

・補充原則４－２－１（業績連動報酬、株式報酬の適切な役割設定）
業務執行取締役の報酬の額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、役位に応じた報酬を基本とし、会社の経営成績を勘案のうえ、個別の金額を決定することとしています。また、非業務執行取締役である監査等委員の報酬額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、常勤・非常勤の別、業務の分担等を勘案のうえ、監査等委員の協議により個別の金額を決定することとしています。なお、業務執行取締役に対する業績連動報酬や株式報酬について、今後検討してまいります。

・補充原則４－１０－１（任意の仕組みの活用）
当社の独立社外取締役は現状３名（取締役総数７名）であり、過半数には達していませんが、当該独立社外取締役は、取締役の指名および報酬の決定について取締役会において自らの知見に基づいた助言を行っており、実効性の高い審議が行われています。

・補充原則４－１１－３（取締役会全体の実効性の分析・評価）
当社の業務執行取締役は、年に2回、半期を振り返っての個々の業務評価および今後の取り組みや課題を提出することにしています。その内容は、監査等委員会でも確認、必要に応じて意見が行われています。取締役会の実効性に係る分析・評価の方法および結果の概要に係る開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

・補充原則1－2－2 (招集通知の早期発送・電子的開示)
当社は、株主が株主総会議案の十分な検討時間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、招集通知を株主総会開催日の3週間前までに発送しております。また、当該招集通知については、発送日に東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」に掲載し、当社ホームページへの掲載も発送日に行っております。第14期定時株主総会 (平成29年3月24日開催) からは、招集通知の一部内容を当社ホームページにおける電子的開示を行っております。
・原則1－4 (いわゆる政策保有株式)
当社は、取引先との安定的、中長期的な取引関係、業務上の協力関係の維持強化、および同業他社との情報共有等のための友好関係の維持強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に、株式の政策保有を行う方針であります。また、当社の中長期的な企業価値の向上に資するか否かの判断は、定期的・継続的に行うことといたします。政策保有株式の議決権行使にあたっては、当社は、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、適切に行使いたします。

・原則1－7 (関連当事者間の取引)
関連当事者との取引については、関連当事者取引管理規程により、あらかじめ取締役会の承認決議を経る必要があり、その決議の定足数から、該当する役員を特別利害関係人として除外しています。また。このような取引を行った場合は、取引条件および取引条件の決定方針等について、法令等で定める方法により開示します。

・補充原則4－1－1 (経営陣に対する委任の範囲)
当社は、取締役会規程において、取締役会で審議する内容を定めています。また、業務執行については、職務権限規程を定め、担当する取締役が執行できる権限の範囲を明確にしています。当社は、監査等委員会設置会社として、定款において、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定めており、取締役社長が、法令、定款および取締役会規程に定める権限の範囲内で、重要な業務執行等の決定を行えることとしています。

・原則4－8 (独立社外取締役の有効な活用)
当社は、「独立性の判断基準 [原則4-9]」に合致した独立社外取締役を2名選任しています。

・原則4－9 (独立社外取締役の独立性判断基準および資質)
当社は、社外取締役が、以下のいずれにも該当することがない場合は、独立社外取締役であると判断します。　1．当社の業務執行者である者もしくはその就任前10年間に当社の業務執行者であった者、またはそれらの者の配偶者もしくは二親等内の親族である者　2．現在、または過去3年間において、以下のいずれかに該当する者 (個人、企業等の業務執行者に該当する者)　(1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している株主　(2) 当社の関連会社　(3) 当社の主要な取引先　※主要な取引先とは、当社の販売先または仕入先で、1事業年度での取引高が当社の売上高の2%を超えるものをいう。　(4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家　※多額とは、当社から取得する1事業年度の金額が、役員報酬以外に、10百万円を超える場合をいう。　(5) 当社から多額の寄付を受けている非営利団体※多額とは、当社から取得する1事業年度の金額が、役員報酬以外に、10百万円を超える場合をいう。　(6) 当社の法定監査を行う会計監査人　(7) 当社の業務執行者が他の企業等において社外役員に就いている場合の当該他の企業等の業務執行者　(8) 上記 (1) から (7) のいずれかに掲げる者 (重要でないものを除く。) の配偶者または二親等以内の親族である者　3．その他独立社外取締役としての職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有する者。　なお、上記1．～2．のいずれかの条件を満たさない者であっても、当社の独立社外取締役として相応しい者であって、東京証券取引所の定める独立役員に関する独立性基準を充たす者については、その理由を説明・開示することにより、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができるものとします。

・補充原則4－11－1 (取締役会全体のバランス、多様性および規模)
業務執行取締役については、当社の経営理念を理解し、企業価値向上に資する候補者であることを前提に選任する方針です。加えて、全国で拠点開設を進めている中、事業内容をより深く理解しており、地域を統括している各支店長を選任することで地域の特性をも考慮した多様な対応ができるようにしています。また、管轄エリアの広い東京に支店長以外の取締役を配置し適正規模を保つようにしています。監査等委員である取締役については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的かつ客観的な立場にあることを前提に、多様な専門性を有する人物を選任する方針です。

・補充原則4－11－2 (役員の兼職状況)
当社の社外取締役に係る重要な兼職状況については、有価証券報告書およびコーポレートガバナンスに関する報告書を通じて毎年開示していますが、兼職状況は合理的な範囲にとどまるものと判断しています。また、社外取締役の取締役会および監査等委員会への出席状況については、当該事業年度に係る事業報告により開示しています。なお、社外取締役以外の取締役は、他の上場会社の役員を兼職していません。

・補充原則4－14－2 (役員に対するトレーニングの方針)
当社は、取締役が法令・定款を遵守し、株主への受託者責任に応えるため、常に研鑽を積むことを方針としており、取締役の責任と義務、適切な情報の更新等のためにセミナー等、社外講習会を受講することを推奨しています。また、会社法や金融商品取引法などに関する情報を、必要に応じて取締役に提供しています。上記に加え、社外取締役が新たに就任する際には、当社の事業内容の説明や主要拠点の視察を実施、当社業務について理解を深める取り組みを行っています。

・原則5－1 (株主と建設的な対話に関する方針)
当社は、経営企画室をIR担当部署としており、情報発信に努めています。また、決算説明会を半期に1回開催するとともに、個別の取材依頼には全て対応することを方針としています。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ	1,234,936	9.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,079,700	8.17
ステート ストリート ロンドン ケア オブ ステート ストリート バンク アンド トラスト ボストン エスエスビーティーシー アカウント	900,000	6.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	613,300	4.64
株式会社K・カンパニー	500,000	3.79
野口 和輝	494,000	3.74
ノムラ ピービー ノミニーズ リミテッド オムニバス マージン	398,500	3.02
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578	343,500	2.60
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	290,400	2.20
ザ バンク オブ ニューヨーク 133522	284,100	2.15

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
前野　博	税理士											
中嶋　泰	その他											
三好　吉安	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前野　博	○	○	―――	直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として培われた財務及び会計に関する専門知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しています。
中嶋　泰	○	○	―――	直接会社の経営に関与された経験はありませんが、法務局長を歴任する等豊富な経験・見識を有しておられ、また、医療・介護分野にも知見があることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しています。

三好　吉安	○	○	―――	直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた企業法務に関する専門知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

1．監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。
2．監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、期初に会計監査人より監査計画等に関する説明を受け、また、年4回（四半期決算及び本決算後）、会計監査人より監査結果の報告を受け、意見交換をしております。また、会計監査時点において監査報告等を確認しております。
常勤監査等委員は、内部監査室より内部監査計画や監査の方法及び結果の報告を受け、内部監査室長との意見交換を随時実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度の導入及び譲渡制限付株式報酬の付与を行っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役員に対して、株主価値を意識した経営の推進を図るとともに当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプション制度の導入及び譲渡制限付株式報酬の付与を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個人別に見て、総額が1億円を超える者はいないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員以外の取締役の報酬等は、基本報酬、賞与、退職慰労金及びストックオプションで構成されております。監査等委員以外の取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した取締役の報酬総額の限度額内において、取締役会で定める内規に基づき、各取締役が担当する役割、地位、業績ならびに貢献度等を勘案し、取締役会で決定しております。
また、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって決定した監査等委員である取締役の報酬総額の限度額内において、職務分担等を勘案し、監査等委員会で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する者を決め、また、取締役会等の各種資料については事前に確認できる体制をとっており、その他の情報・資料等についても社内取締役と同水準の情報を入手できるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社の機関として株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人、経営会議を置いております。また、必要ある場合には顧問弁護士、監査法人他しかるべき方々に意見を求めております。
・取締役会
取締役会は監査等委員でない取締役3名(男性3名、女性0名)及び監査等委員である取締役4名(男性4名)により構成され、毎月1回開催し必要に応じて臨時取締役会を開催しております。これにより、社外の斬新な意見を取り入れた、より広い視野に基づいた経営意思決定と、社外からの経営監視を可能とする体制となっており、
ガバナンス強化に取り組んでおります。
・監査等委員会
監査等委員会は現在4名(男性4名)で構成され、その内3名が社外取締役であります。監査等委員会を毎月1回必要に応じて臨時にて開催しており、監査方針に基づいて取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。会計監査人及び内部監査室と連携を密にして、実効性のある監査を行っております。
・内部監査
代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。
内部監査室は、当社の定める「内部監査規程」に基づき当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び各規程集の準拠性を確認するという観点から、全部門を対象に監査を実施しております。
監査結果は代表取締役社長に報告され、業務活動の改善及び適切な運営に資するよう、勧告、助言等を行っております。また、必要に応じて監査等委員会及び会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。
・会計監査人
会計監査人は監査等委員会及び内部監査室と連携を密にして、実効性のある会計監査を行っております。
・経営会議
経営会議は毎月1回開催し、取締役及び代表取締役が指名する者で構成され、経営方針や経営戦略など当社の経営に関する重要事項の審議を行っております。特に重要な案件については、経営会議で予め十分な審議を行ったうえで取締役会に付議することにより、審議の充実と適正な意思決定の確保を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、会社規模、業務内容に最適な体制を組み、実質の効果を求めていく方針であります。複数の社外取締役を含む監査等委員が取締役会における議決権を有することにより、経営の監督機能の実効性を高めることができると考え、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の早期発送は、株主様に議案等の検討を十分していただける等の利点があることから必要だと考えております。第15期定時株主総会開催日は平成30年3月23日（金）であり、招集通知は平成30年3月1日（木）に発送いたしました。
その他	当社ホームページを活用し、招集通知や臨時報告書を掲載しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上、説明会を開催することとしており、業績や中期経営計画等を説明しております。また、随時、代表者及び取締役等によるスモールミーティングを開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専門サイトを開設し、決算短信、決算説明会資料、その他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当責任者　専務取締役管理本部長　久保　明 担当　経営企画室長　　中西　雄大	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、社内情報管理規程及び内部情報管理規程を定め社内情報管理を徹底し、また、適時開示資料等の開示事務マニュアルに従って適切に情報開示を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページ及び決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行う方針であります。
その他	＜女性の活躍の方針・取り組みについて＞ 当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児を両立を目的とした職場環境の整備や、育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。また、採用や昇格などあらゆるステージにおいて、性別に関係なく実力や成果に応じた評価を行っております。 ＜女性比率について＞ 管理職（※1）の女性比率　50.6%（84名） 正社員の女性比率　73.3%（808名）平成29年12月31日現在 （※1）役員を除く

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

⑴ 当社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保する体制

1．取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築する。

2．コンプライアンス体制を推進するために、使用人の中から1名「法令遵守責任者（コンプライアンスリーダー）」を、各部、各事業所から1名以上の「コンプライアンス担当者」を選任する。その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会へ報告される体制を構築する。

3．取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。

4．コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役及び使用人を対象とした内部通報体制を構築する。

5．反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役及び使用人すべてに反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

6．他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の法令･定款･社内規定の遵守状況の監査･内部管理体制の適切性･有効性を検証･評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保する。

⑵ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令･定款及び「社内情報管理規程」「文書管理規程」等に基づき適切に保存および管理を行う。

また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底する。

⑶ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した場合は迅速な情報収集、分析を的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築する。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施する。

⑷ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、経営会議（部長以上の管理職及び役員）を開催し、各事業所の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行う。取締役はこの報告を受け、定例取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行う。

2．月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。

3．企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図る。また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努める。

4．日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築する。

⑸ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該使用人の配置を協議のうえ決定するものとする。また、各監査等委員が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る使用人に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。

⑹ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

1．監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命･異動については、監査等委員会
の同意を得た上で決定する。

2．監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。

⑺ 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

1．各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。

2．監査等委員会は代表取締役と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有する。

3．監査等委員会は内部監査室と監査法人と情報を共有するとともに、必要に応じて社内情報の把握に努める。

4．監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定める。

⑻ 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

内部通報制度において、通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行
うことを禁止する。

⑼ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行う。

⑽ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員会による監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。

また、監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、平成23年9月15日の取締役会議にて、反社会的勢力排除宣言を決議し、社内規程として「反社会的勢力対策規程」を制定し、具体的な手続きに関しましては「反社会的勢力対応マニュアル」に定めております。当社の会議をはじめ、勉強会等で、社内で定期的にその内容につき周知徹底を図っております。新規先に関しましては、所管部署は総務部とし、全取引を対象として、新規取引先については取引開始前に「日経テレコン２１」を活用した新聞記事検索や「YAHOO」で検索しております。既存取引先については1年に1回定期検査を実施する事としております。当社は大阪府暴力追放推進センターに加盟しており、外部機関との連携も図れる体制となっております。加えて大阪府公安委員会の不当要求防止責任者講習会に参加し、社内で反社会的勢力の排除に関する知識を有した責任者を設置しております。また、取引先との締結する「契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】

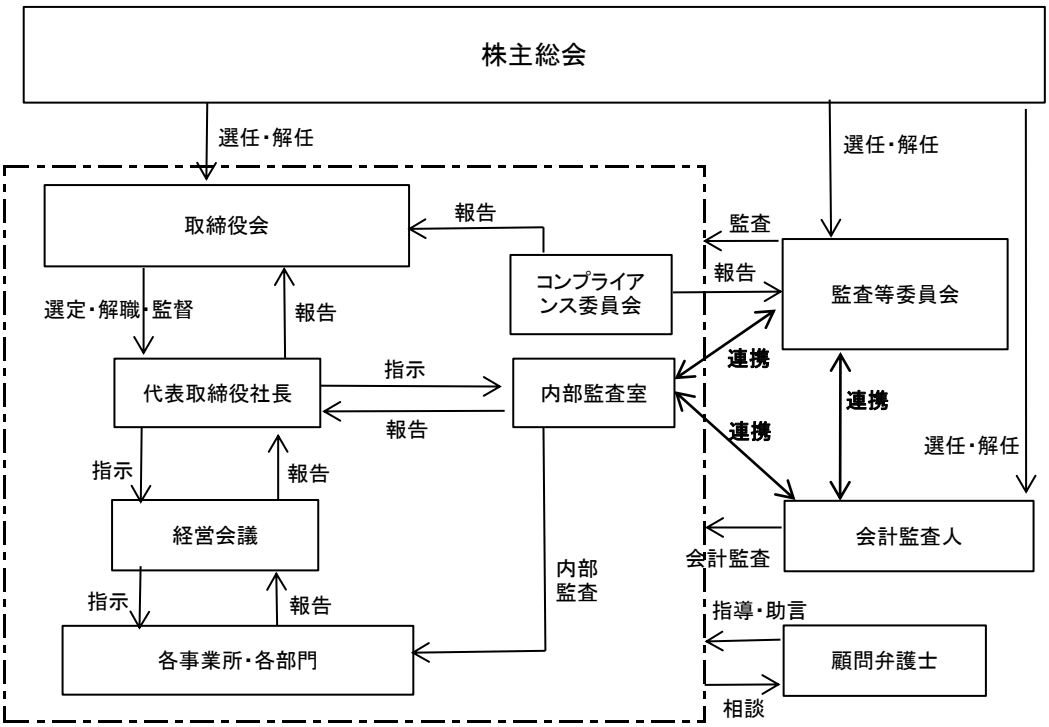
株主総会
選任・解任
選任・解任
取締役会
報告
監査
コンプライアンス委員会
報告
監査等委員会
選定・解職・監督
報告
代表取締役社長
指示
報告
内部監査室
連携
連携
連携
選任・解任
指示
報告
経営会議
会計監査人
会計監査
指示
報告
内部監査
指導・助言
各事業所・各部門
顧問弁護士
相談

【適時開示体制の概要(模式図)】

＜当社に係る決定事実･決算に関する情報等＞

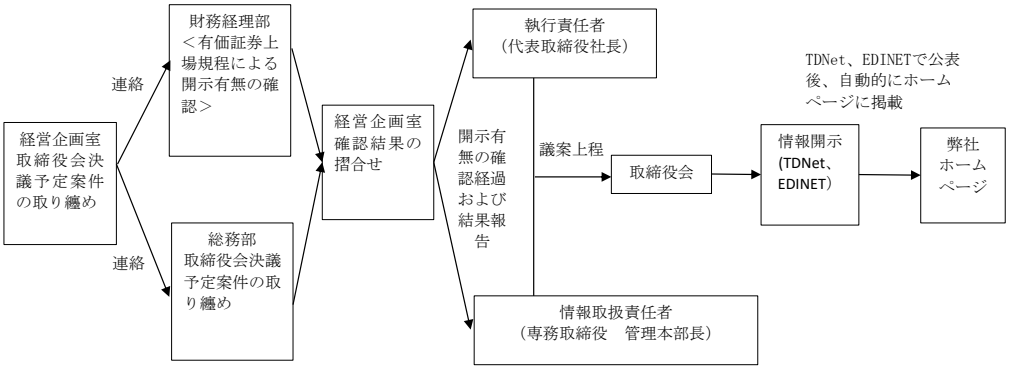

＜当社に係る発生事実に関する情報＞

